

労働・助成金情報 特急便

第 55 号 (2016 年 8 月)

深川経営労務事務所
社会保険労務士 深川 順次
〒812-0014
福岡市博多区比恵町 11-7-701
TEL : 092-409-9257
FAX : 092-409-9258

少子高齢化が進む中、介護離職者は増え続けています。事業主の皆様には、仕事と介護を両立できる職場作りを進めていただくため、今回は、今年度新設された「介護支援取組助成金」と8月1日から変更される介護休業給付金の支給率等についてご紹介します。

【新設】介護支援取組助成金

➤ 支給対象事業主（次のいずれにも該当する事業主）


1. 仕事と介護の両立に関する取組（以下の全ての取組）を行っていること。
 - ①労働者の仕事と介護に関する実態把握
平成27年4月1日以降に、厚生労働省が指定する調査票「仕事と介護の両立実態把握アンケート」を使用して、長期休業者を除き、その雇用する雇用保険被保険者全員に対して実施すること。当該アンケートは、回収率が3割以上または、回収数が100枚以上であること。（雇用保険被保険者の数が100人以上の事業主）アンケート実施後は、当該アンケート結果を集計し、「介護支援取組助成金 アンケート調査結果報告書」により取りまとめること。
 - ②制度設計・見直し
 - ①によるアンケート調査の実施、取りまとめ後、人事労務担当者等が、厚生労働省の指定する「仕事と介護の両立支援制度を周知しようチェックリスト」により自社の仕事と介護の両立支援制度の周知状況を把握するとともに、制度内容を確認し、自社の介護関係制度について見直しを行うこと。より制度を取得しやすくするために法律を上回る制度を導入し、2. の介護休業制度を併せて社内研修、厚生労働省が指定する資料により周知していること。
 - ③介護に直面する前の労働者への支援
平成28年4月1日以降で、②の制度設計・見直しを行った場合は制度実施日の翌日以降に、以下のいずれも実施することをいう。
 - a. 厚生労働省が指定する資料「仕事と介護の両立セミナー」に基づく、人事労務担当者等による社内研修の実施。研修実施後は当該研修結果について、「介護支援取組助成金 研修実施結果書」に記録すること。
 - b. 厚生労働省が指定する資料「仕事と介護両立準備ガイド」に基づいた周知
 - ④介護に直面した労働者への支援
仕事と介護の両立に関する相談窓口の設置及び周知をいう。相談窓口担当者は、③aの社内研修を受講すること。また、相談窓口については、必ずしも全ての事業所に設置されている必要はないが、相談担当者の氏名、電話番号、メールアドレス等の相談先が特定でき、全ての事業所の労働者が相談できる体制となっている必要があること。
 - ⑤働き方改革
年次有給休暇の取得促進、長時間労働の削減についての実績把握のため、①～④の取組を終了した日の翌日から起算して1ヶ月以内の任意の日から連続する3ヶ月間を設定し、その実績が定められた水準を満たしていること。
2. 育児・介護休業法に規定する介護休業の制度、介護休暇、時間外労働の制限、深夜業の制限、及び所定労働時間の短縮等の措置（介護休業関係制度）について、1. ②による法律を上回る制度も含めて、労働協約又は就業規則に規定していること。

3. 仕事と介護を両立できる職場環境の整備促進のためのシンボルマークの作成の趣旨に基づき、仕事と家庭の両立支援についての取組を紹介するサイトである「両立支援のひろば」の「我が社の両立支援の取組<仕事と介護の両立に関する取組>」欄に介護関係の両立支援の取組を登録していること。

➤ **支給額**

1事業主当たり60万円とする。

なお、上記の金額は、1事業主について1回限り支給する。

 **【変更】介護休業給付金の「支給率」「賃金日額の上限額」**

➤ **支給率**

介護休業給付金の支給額は、これまで休業開始時の賃金の40%でしたが、平成28年8月1日以降に開始する介護休業からは、67%の支給となります。

※平成28年7月31日までに開始した介護休業は、これまで通り40%を支給。

なお、平成28年8月1日以降に再度開始する介護休業は、67%の支給。

<支給額の比較> 【例】休業開始時賃金日額1万円の方が3ヶ月介護休業を取得した場合
【これまで】介護休業給付金の月額＝休業開始時の賃金日額（1万円）×支給日数（30日）
×40%＝12万円×3ヶ月（36万円）

【変更後】介護休業給付金の月額＝休業開始時の賃金日額（1万円）×支給日数（30日）
×67%＝20万1千円×3ヶ月（60万3千円）

➤ **賃金日額の上限額**

介護休業給付金の算定基準となる賃金日額の上限額は、雇用保険の賃金日額の上限額（一定の年齢ごとに区分）をもとに決められています。これまでは「30歳から44歳までの賃金日額の上限額」を適用していましたが、平成28年8月1日以降に開始する介護休業からは「45歳から59歳までの賃金日額の上限額」を適用します。

※平成28年7月31日までに開始した介護休業はこれまでどおりの上限額

【例】賃金日額が15,000円の方

平成28年7月31日までに介護休業を取得した場合

⇒ 上限額＝14,210円（「30歳から44歳までの賃金日額の上限額」を適用）＝
賃金日額は、14,210円

平成28年8月1日以降に介護休業を取得した場合

⇒ 上限額＝15,620円（「45歳から59歳までの賃金日額の上限額」を適用）＝
賃金日額は15,000円